

ハンセン病事実検証調査事業 第10回検証会議（討議・その他）

平成15年6月26日（木）

【事務局（加納）】 大変遅くなって申しわけございませんが、第10回ハンセン病検証会議2日目の日程を始めさせていただきたいと思います。

まず最初に、資料について若干ご説明したいと思います。

6月26日の会議次第がお手元にあるかと思いますが、1点訂正させていただきますが、園内見学のところで蓮池地区というふうにございますが、この蓮池というのは藪池の間違いですので、申しわけございませんが、お手元のものをご訂正ください。

それでは、これから討議部分について進めてまいりたいと思います。

配付資料ですが、先日本配りいたしました資料で、26日資料の に誓約書というのがございましたが、これは本日新しいものを資料としてご用意しておりますので、まだお持ちでない方は受付のほうにお申し出ください。その分、資料が新しく入っておりますのでご利用いただければと思います。

それでは、始めさせていただきたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

【金平座長】 それでは、改めましておはようございます。

きょうは朝8時から園内の見学をさせていただきました。大変、園側、また自治会側のほうでいろいろとご配慮いただきまして、短い時間の中に、ほんとうに私たちにここが現場であったという場所をそれぞれにご案内いただきました。特に、ご案内をなさってくださいました山本さんにはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、昨日の検証会議におきましては、公開で3人の方、非公開でお1人、合計4人の方から私どもは聞き取りの調査をいたしました。きのうも申しましたけれども、ほんとうに4人の方がそれぞれのご体験を交えてお話をいただきました。改めて感謝するとともに、私ども、その実態に触れることができました。また、きょうの園内見学も同じでございましたので、きょう予定しております時間は、一応、12時半でございますけれども、ちょっと園内見学が意外に延びてしまいましたので、もう15分ぐらい延ばして12時45分ぐらいまで、この検証会議を続けたいというふうに思っております。委員の皆様、よろしゅうございますか。

それではまず、どうしてもこの場で検証会議としていろいろと決めなくてはならないこ

とがございますけれども、その前に、きのうからきょうにかけての検証の結果等について、それぞれのご感想なりご意見なり、これはまた私ども全体の調査を終える段階でいろいろと深めていくのでございますけれども、とりあえず昨日からの検証の結果を踏まえたお互いの感想、意見を少し述べ合っておきたいというふうに思いますので、それに約1時間ちょっと使っておきたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございますけれども、いかがでしょうか。特に見学のコース、それから聞き取りのコースと分けませんので、ここを私は感じたというところで。それでは早速、鈴木委員からお願いします。

【鈴木伸彦委員】　鈴木です。きのうの話の中で宇佐見先生がお話しになって、実際こちらでもあったという未感染児童の方の断種されたという話、非常に私は不勉強で、初めて聞いてびっくりしたのですけれども、実際に未感染の児童さんを断種されたというのは、どういう時期だったのでしょうか。宇佐見さん、もしあれでしたら教えていただけませんか。

【金平座長】　宇佐見委員、お願いいたします。

【宇佐見検討会委員】　長島愛生園の未感染児童施設は昭和6年から昭和28年まであったわけでございまして、最高には110名程度の患者、満1歳から、18歳から19歳までの患者の家族が入っておったと、こういうことでございまして、一般的には患者の発生は男性が6割くらい以上、女性が3割という程度で、2対1くらいが当時あったわけでございますけれども、未感染児童と言われとった患者の家族はほとんど女子と男子が同数程度であったということは、今、『ハンセン病と子供たち』という滝尾英二の出しました被害書の中でも統計があるかと思っておりますのでご参照になっていただきたいと、こういうふうに思います。

それで、全国的にはいろいろなことがありますけど、まず断種の問題だけに絞りますと、私も最近までは、ある男女が恋愛に落ちて、園長から退所せよという形になったときに、男性のほうが断種されて、全然長島のほうには寄りつかなかったと、こういうことは前から聞いておりました。これが、最近、私の先輩から聞きますと、1人や2人じゃなかったんじゃないかと。特に昭和27年までは、非常に多くの人間が断種されていて、断種をしてから退所させとるんじゃないかと、こういうことでございます。それで、一説によりますと、男子の退所者の半分くらいが断種しとるんじゃないかという説がございます。統計がございませんけれども、昭和27年くらいまでに退所した者にはほとんど子供がない。

結婚しても子供がない。産児制限しとったというの痕跡があるかどうかわからんけども、そういうことをございまして、昭和28年以降、大阪の白鳥寮、東京のケイメイ寮、または広島原爆の孤児院、それから高知県等に愛生園が分散して託児所に託した後までは、それからの人たちはほとんど結婚したときには子供があったわけをございまして、私の知り合いでもほとんど子供がある、1人か2人以上あるということをございますので、實際上、昭和27年までの半分近いところの人間が断種した上で退所したということをございまして、断定できないんですけども、あったということをございましてほんとうに慄然としております。またこれが、ちょっときのう聞きますと、光明でも同じような経験のことがあったんじゃないか。まあ、光明は手術所がありませんので愛生園のほうで預かった人か、互いに預かった人が断種されたんじゃないかということをございまして。

以上です。

【金平座長】 鈴木さん、いいですか。

【鈴木伸彦委員】 すごくショックを受ける話なんですけれども、今まで表に出てこなかったということはどうしてなのでしょうね。やっぱり園から外に出た人もそういうことについては表にしてこなかったという理由があるのでしょうか。

【宇佐見検討会委員】 わかりませんが、自分たちが、例えば啓明寮に行っても、白鳥寮でも、広島で被災した人の実態を本人たちから聞きますと、ハンセン病のところにおったということは絶対に言うな、施設長は知ってても、あとの人には保母さんであろうが一切言わないから、自分の親がハンセン病であることは絶対に言うなということでおざいまして、具体的にそういう人間の尊厳を汚されたような形について人に言わなかった、言いたくなかったかというふうに思います。そういう面でも、昭和26年のうちの光田園長の断種の症例数、あるいは昭和16年の、当時の別表にもなかったハンセン病患者に対する断種という問題についての嫌疑がございますので、信念として所長は持っておられたんですけども、それは全国的に普遍しておったかどうかという点については私も承知していません。ただ、当該施設のほうで若干の人間が、大阪とか東京、京阪神、また京浜地区におった人間が、そういう人があったんじゃないかということは聞いていますけれども、ほんとうに私のほうで実数として何人かということをございまして知らなかったものございまして、公表ははばかっておったという事情がございます。

【金平座長】 光石委員、どうぞ。

【光石委員】 今、男女の恋愛の話がされましたね。それで、退所される前に断種した

と。それは一種の制裁なんですか。どういう意味合いでなんですか。

【宇佐見検討会委員】 私はよそのことはわかりませんが、長島では、ハンセン病の患者は感染して、発症していなくても、どうしても発症しやすいという状態であるから、患者家族は断種するのが望ましいということは三園長証言の中にもございますので、そういう信念によって、罰則というより患者家族同士が子供と一緒になれば断種するのが一番望ましいと思ってやられたんじゃないかと。

【光石委員】 わかりました。

【金平座長】 宇佐見さんのお考えでは全国的であったかどうかはわからないけれどもということでございますけれども、愛生園だけではなかったということを知っていますと。

【宇佐見検討会委員】 はい、聞いておりますけど。

【金平座長】 ありがとうございます。

和泉委員、どうぞ。

【和泉委員】 今の宇佐見さんの話、ちょっとクリアにしておきたいんですけども、今、退所という言葉が使われましたよね。今言われたのは、あくまでも未感染児童の収容施設から外へ出るとき、これも退所扱いにしたから退所という言葉が使われたわけですか。

【宇佐見検討会委員】 退園ですね。

【和泉委員】 退園ということですね。ですから、今言われた、半数が断種したのではないかという話は……。

【宇佐見検討会委員】 最近聞きました。

【和泉委員】 それはあくまでも未感染児童の寮から出た人というお話ですね。

【宇佐見検討会委員】 そうです。

【和泉委員】 それは確認のため聞いたかったんです。

【宇佐見検討会委員】 実数はわかりませんのでね。

【和泉委員】 一般に私たちが退所というときは入園者のことを言って……。

【宇佐見検討会委員】 私の言うのはあくまでも未感染児童と言われた人間だけの話です。

【和泉委員】 それで、未感染児童の断種は私も今度初めて聞いて非常に驚いたんですけども、なぜそういうことが行われたのか、細かいことはわからない。ほんとうは光田先生に聞かないとわからないのしょうけれども。入園者、患者さんの断種というのは、あ

る意味では医学的に、例えば病気が悪くなるからというふうなエクスキューズというか、医学的にはある意味では言いわけというのは可能だったと思うんですね。それは、論文を調べたんですけども、要するに、妊娠・出産によって悪くなるからというのは一般には聞いていましたけども、論文を調べてみると、意外と論文数が少なく、必ずしもはっきりしないので、その点での医学的根拠は患者さんの断種については僕自身は現在ほとんどないとは思っています。しかし、それでも、そういう患者さんの命を守るためにということがあったと思うんですね。これが未感染児童という話になると、患者でもないし、発病していない人の話ですから、正常な人の優生手術というか、断種をしたという話になるので、これはまた全然違う話になると思います。そういう意味では非常に問題として大きいと思います。

ただ、そういうことがなぜ行われたかというものとして、私自身の知っている限りでは、『愛生日記』か何かに光田先生が書いた中に、日本にはらいの血統が90万人いて、これを絶滅しなきゃいけないという記載があったりするんですね。ですから、感染者であると言いながら、そういう素質というか可能性を持っている人は全員子孫を残さないようにするということを、はっきりそうは書いていないんですけど、そういうことを示唆する、らい血統90万人というデータが出たりしていますし、そういう調査が行われたりしているので、そういうことを根拠にして、光田先生は愛生という自分の影響下のところで実際そういうことを行われたんじゃないかという気がします。その辺の背景は、おそらく、らい血統という彼なりの考え方の中から出てきたのかなという気がしますけど。

【金平座長】 光石委員。

【光石委員】 今の和泉委員のコメントの中で1点気になったのは、患者さんの断種の場合には医学的なエクスキューズが可能だということをちらっとおっしゃって、それで患者の生命を守るとおっしゃったんですか。医学的エクスキューズは患者の場合にどうして可能かなという疑問があります。

【和泉委員】 私どもが教えられていたのは、妊娠・出産によって女性側の病気が悪くなるから、できたら妊娠・出産は避けたほうがいいということを言われていましたので、私たちはそれを先輩から教えられましたから信じていたわけですけども、今、ちょっと言いましたように、私自身がほんとうに論文として、たとえば妊娠・出産によってどれだけ女性の患者さんが悪くなったかということを調べてみると、意外とそういう論文というのがなくて、小川正子の書いた論文一つはあるんですけども、これも詳しく読んでみる

とはっきりしないということで、患者の命を守るためにと言ったのは、断種手術を受ける男性側の話ではなくて、あくまでも配偶者の妊娠・出産による病気の悪化というのが可能性としてありましたので多少のエクスキューズはあるかなというふうに言ったので、ただそれは、よく調べてみると意外と論文などもなくて、医学的根拠は乏しかったということです。

【金平座長】 光石委員、よろしいですか。

【光石委員】 わかりました。

【金平座長】 鈴木委員。

【鈴木伸彦委員】 すごく大きい問題なので、どのような形で調べたらよいのかわからないけれども、この真相究明の一つ大きな目標がまたできたような気がするんです。やっぱり全国的に行われているのであるならば、それはきっちりとした形で調べなきゃいけないと思うんですが。

【金平座長】 ありがとうございます。

これは松原委員のご専門の分野でもあるので、今の全国的な調査などにももっとやったほうが、やるべきかなというご意見だったんですが、ちょっとここら辺で、松原委員、何かございますか。

【松原検討会委員】 非常に重要な問題であると思ひまして、私は検討会委員として、断種、墮胎、嬰兒殺の問題を担当するということになっておりますので、その課題の一つとして取り組みたいと思ひます。ただ、やはりこういうケースは、非常にご本人が傷ついていて、自尊心に非常にかかわることですので、ご本人の口から伺うということはなかなか難しいことではないかなというふうに思ひます。しかし、宇佐見先生の話にもあったように、いろいろな証言、傍証がありますので、それをできるだけ考えたいと思ひています。

それで、今までの議論と関連することで2つほど私の知っていることを申し上げたいのですが、1つは、先ほど和泉先生のおっしゃった光田健輔さんがらの血統90万人と言っていたということですね。ご存じのように昭和23年に優生保護法が制定されまして、そこで初めてハンセン病の患者さんに対する断種というのが合法化されたわけですね。それで、優生保護法では目的の一つに不良な子孫の出生を防止するという文言がございます。そして、これは議員立法で成立したのですが、谷口彌三郎という産婦人科医が中心になって制定したもので、不良な子孫の定義は何かということをお問われたのに対して、こう答えているんですね。「悪質遺伝のものである。つまり、遺伝性疾患の人を対象にしている」と。

そうしますと、ハンセン病は該当外になるんですね。それに対してどう説明するかというと、体質が遺伝するということも言われているので、という説明の仕方を23年の制定当時には言っております。ですから、優生保護法のレベルでも結局ハンセン病の断種をどう合法化するのかというときに、そういった体質の遺伝ということを、苦し紛れなんですけれども、言っているということを一つ申し上げておきたい。

それから、もう一つは、やはり昭和20年代、30年代ごろにかけて、全体として不妊手術、いわゆる優生手術、断種、それから墮胎の数が非常に多かったんですね。それで、例えばこういうケースがわかっております。実家が生活保護世帯であって非常に貧しかった。そして、あまり学校に行けなかった。それで、たまたま学校へ行ったときに知能テストがあって、その結果、当時の言葉で精神薄弱ということになった。それで、精神薄弱児施設に送られた。これはいわゆる健常の女性のケースなんですけれども、その施設を出た後、いわゆるお手伝いさんという形で働くわけなんです、その職親、後見人に民生委員が、精神薄弱者施設を出た子は皆、優生手術をすることになっているということで働きかけて、それで職親とその方の親御さんの同意を得て、十六、七歳のときに手術をした。もちろん、ちょっとおなかのぐあいが悪いようだからということだまして、女性ですから卵管結紮かダンサをする。それで、その方はご本名は名乗っておられないのですが、優生手術に対する謝罪を求める会というのがございまして、これは、ハンセン以外の優生手術、あるいは子宮摘出の被害者について支援をするという会で、それでその関係で、まだ50代の女性ですけれども、そういうケースが出てきている。つまり、とりあえず精神薄弱というレッテルを張るのですけれども、医学的にどうか、そういう理由ではなくて、例えば親が生活保護世帯だと子供もそういうことになるという暗黙の前提に基づいて、いわゆる福祉コストがかかりそうな人、あるいは当時の考え方からいって親になる資格がない人、そういうふうにみなされた人に対して、そのような処置が行われたという事例がございまして。

これは例えばカナダのアルバータ州というところでも断種法が戦後あったんですけれども、やはり女性で親から虐待を受けていて、全く似たような形で避妊手術をされて、その人は提訴されて和解に持ち込んだということがございます。ですから、ハンセンならではの理由というのが確かにあると思うんですけれども、当時、断種ですとか、それから優生保護法の範囲を超えて子宮摘出をするといったことが、狭い意味での医学的な理由以外の理由でなされてきたということがあるということを念頭に置く必要があると思います。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

ほかの委員はこの問題はどうでしょうか。私もきのう初めて伺ったことで、大変ショックでございました。ほかの委員からもいろいろと意見が出ましたが、今、松原委員が少しご専門の立場からおっしゃっていただきましたけれども、やはりハンセンと未感染児、そして断種という問題については、鈴木委員もおっしゃったように、これから我々の検証の中の大きな課題にしていかななくてはいけないかなと思います。ただ、その方法論はいかにと鈴木さんはおっしゃったけれども、何か提案はありますか。

【鈴木伸彦委員】 難しいですね。やっぱり松原先生のおっしゃるとおり、本人からはなかなか聞きづらい。かといって、傍証というか、周りの人の話だけでとめてしまったらいけないと思うので、そこはどんな形でアプローチしたらいいんでしょうか。逆に、神さん、どう考えたらいいでしょう。

【金平座長】 神さんのほうに振られましたけれども、いいですか。

【神委員】 本人の自尊心とか、いろんな複雑な心境に触れる問題なので、聞きづらい聞き取り調査の項目の一つだというふうに思いますけども、非常に歴史的に重要な部分を占める、最も非人間的な施策の一つとしてやってきたという歴史的な経過があるので、50年、60年というふうに療養生活を積み重ねていっていると、だんだん心に負った傷というのが薄らいできていて、しかし記憶の中心にきちっと残っていますけども、その痛みというのはかなり薄らいでいて、一つのレベルを乗り越えた入所者が多いと私は感じています。したがって、相手の立場を考慮するあまり質問項目から省くということは、あえてしなくてもよろしいのではないかと。本人が答えたくなければ答えなくてよろしいわけですから。聞き取り調査に当たっては欠くことのできない質問事項の一つだというふうに思います。やはり複雑な問題ですから、気を遣いながらお聞きいただくということは大事なことですけども、しかし、やはりきちっと聞いておく必要があるのではないかと、そのように思います。私は大島青松園で40年余り療養生活をしてきましたけども、親しい友達ですらそういう体験を持っていたということをややはり隠そうとする傾向は今なお続いていることは事実なんですけども、個人のプライバシーを守るという大前提に立った聞き取り調査でありますから、そここのところは避けて通らないでほしいと、私はそう思います。

【金平座長】 ありがとうございました。

もう一回、松原委員。

【松原検討会委員】 今回の神委員のご提案というのは、聞き取り調査の質問の中に未感

染児童の問題について盛り込んだほうがよろしいということでしょうか。

【神委員】 未感染児童の方はほとんど療養所の中に残っていらっしやらないということですので、追跡調査はまず不可能ではないかと、そのように思いますね。追跡調査することによって、二次的、三次的な被害が起こる可能性のほうを、むしろそういう方々に対しては重要視しておいたほうが、人権侵害、あるいは尊厳に対して他人が手出しをするべきじゃないという観点から、そここのところの配慮は十分したほうがよいのではないかと、私はそう思います。

【金平座長】 では、内田委員のほうから。

【内田副座長】 私の専門は刑法ということで、犯罪被害者の方の被害という問題についても少し考える機会があるんですけども、最近よく日本で、アメリカとかヨーロッパの研究成果を受けて、二次被害、三次被害という問題をかなり真剣に議論されています。二次被害とか三次被害といいますのは、一次被害を調査する過程とか、ヒアリングする過程でその方々に対して引き起こす被害のことを二次被害、三次被害というのは一次被害について被害者の方がこういうふうにしてほしいと思うのだけれども、周りの人がそれと全く違ったやり方をその人に押しつけるということによって起きるのが三次被害、こういうことです。

先ほどのお話ですけど、きっと、その方は直接の被害だけではなくて、その後、そのことによって周りとの関係の中でかなり食い違いが生じるとか、そのことについてお気持ちがあるときに、それが調査されたりとか、話さなきゃいけないとか、話したいけど、こういう話はしないとか、そこへ伴うさまざまな二次被害、三次被害というのを日々、今でもお消えになっておられないのだろうと思いますね。そういう二次、三次というものもトータルに含み込んで被害という形で押さえないと、一次被害だけを聞き取るとかというような狭い被害観だけではその問題について全体を解明したことになるだろうという気がして、そういう意味で、二次、三次もひっくるめて、トータルとして我々はどのように受けとめていくのかという形の議論が必要ではないかという気がいたします。

【金平座長】 今のことにに関して。

【井上検討会委員長】 後でもまたお話ししますけど、被害実態調査準備を進めていますので、今の話ですと、1つは未感染児童ということで、おっしゃられたように把握が困難であるということですが、一応、現在進めている在園者の方の調査の中に、そういう話を聞いたことがあるとか、そういう形で入れていくという、まず初めはそこから始める

しかないかなと。それで、なおかつ具体的な方法を、今出たようなご意見を伺いながら調査班としても検討していきたいと思います。それでよろしいですか。

【金平座長】 ありがとうございます。

きのう宇佐見委員から出たご発言は大きな波紋を私たちに投げかけました。きょうは限られた時間ですので、もう少しほかの問題にも入りたいと思いますから。光石委員、どうぞ。

【光石委員】 きのう証言を聞いていてもう一つ衝撃を受けたのは、やはり解剖承諾書の偽造の件ですね。ああいう患者さんにいろんな作業をやらせたということはずっと前から聞いていましたけれども、犯罪をやらせる、まあ、これは未遂に終わったようだけれども、しかし、だれかがやったかもしれないという意味では、患者さんにいろんなことを押しつける中での犯罪行為を押しつけたというのは、大変なことだなというふうに私は思いました。ですので、こういうことというのがおそらくほかの療養所でも行われていた可能性があるし、それから被害調査の中でも何らかの形で生かせたらいいかなというふうに思いました。

【金平座長】 ありがとうございます。

解剖承諾書を例とした犯罪行為の押しつけ、きのう、そういう証言がございましたのでこれにちょっと触れられましたけど、最初の問題につきましてはいろいろとご意見が出ましたから、鈴木委員は何かいい方法がないかなと言いながら、とりあえず調査というところでは少し考えていただくとしても、私たち検証会議でこれから、ほかの委員からもまだいろいろなお話を積極的に何うようにしながら少し深めたいと思います。だから、この問題はこれでとりあえずおしまいにして、今の承諾書の問題も同じようにほかの園でも伺いながら、やはりその実態をしっかりと押さえて、我々が検証にどういうふうに最終的に持っていくか、それでよろしいですか。

これについて何かほかのご意見ございますか。今のようなことでいいですか。犯罪行為と思われることを患者に園側がやらせた。

【光石委員】 その後も解剖が続いていたというのが、きのうの中山さんの証言の中...
....

【金平座長】 断ったとおっしゃいましたね。

【光石委員】 中山さんが断った後も続いたとおっしゃっていましたから、おそらく、だれかがやったのか、あるいは職員が自分でやったのかわからないけれども。

【金平座長】　そこら辺もまた、たまたまこれは解剖承諾書という形を例に挙げた犯罪行為と、患者と園との関係でございましたけれども、そのほかにもこういうことがあり得たかどうかということも、我々の一つの検証の中に、これから柱に入れていかななくてはならないでしょうね。

ほかに少し感想を含めたものでございませんでしょうか。鮎京委員、どうぞ。

【鮎京委員】　さっき、施設の見学をしていたときに会長さんが、「当たり前のように」という言葉を使われたんです。生活状態を説明されているんですけども、そのとき、「当たり前のようにこうしていました」と。当たり前のようにしていたことが非常に当たり前ではない、極めて当たり前ではないことがここで行われていたということをほんとうにぞっとするほど感じました。

それで、1つは、きのう私たちは赤ちゃんの遺体を拝見させていただいたんですけども、何のためにこういうことをして、何のために保存しているのだということの理由がわからないのですね。私はそれを拝見したときに、その真相を究明してくれというふうに赤ちゃんが私たちに語りかけているという感じがして、ほんとうに涙がとまらなかったです。そういう課題を、私たちはきのう赤ちゃんを見せていただいて課せられたと思います。それが1つ。

さっき未感染児童というお話がありましたけれども、断種のことも含め、未感染児童とされていた人の生活がどうだったのか、どういう扱いを受けていたのか、その出た後、どういうふうにしたのかということの解明がほとんどできていません。裁判が行われたのだけれども、裁判の主たる立証テーマに挙げるだけの余裕がなかったので解明できていない。だけれども、断種のことだけではなくて、非常に施設の待遇が劣悪であって、栄養失調でどれだけ死んでいったという話も聞いておりますし、自殺した人たちも随分いるとも聞いています。その実態調査を、本格的に未感染児童というところにスポットを当ててやっていく必要があると思います。それについては、園の中に住んでおられる親御さんたちとか、関係者の方がおられるでしょうけれども、それ以外に、それにかかわった、その仕事にかかわった社会の人たちで、どこか関係者を捜すことができないかというふうに考えています。

それから、ここの施設をきょう見せていただいて、ほんとうにこの光明園というところは古い時代のままだがよく保存されている。園長先生が気を使って保存してくださっているんだと思うんですけども、ほんとうに古い時代にタイムスリップしたような不思議な気

持ちがします。どこへ行っても、私たちは実体験をすることができるわけです。小学校がありました。それから、少年少女舎がありました。監禁室もあります。そして、最後に火葬場もあって、それで、これはどの施設を、今、歴史的な施設として保存するのかということ、厚労省と統一交渉団のほうで話し合いが行われたりしているわけですが、ここにある施設はどれ一つとして欠けることができない、全体として一つのハンセン病患者の歴史を物語るトータルなものとして保存していかななくてはいけないだけの価値があるものではないかということに改めて感じました。少年少女舎とか小学校とかは、きょう見ることができたんだけど、きのう私たちは4人の方から子供時代の苦しかった話を聞いています。お父さん、お母さんに連れられてきて、泣きながら別れて、そしてちょっと気が休まるようなことを、子供ですからちょっと楽しいことがあって、昼間はあれしているんだけど、夜になってまたお母さんのことを思って泣いてしまいますという話も聞きました。そういうことを頭に思い浮かべながら少年少女舎をきょう拝見すると、ここでその子が生きていて泣いている姿がほんとうに目に見えるような気がして、ほんとうに涙が出てきたんですね。そのことで、子供たちが園の中で虐待されていた、非常にひどい深刻な虐待を受けていたということに改めて感じます。そういうことを感じさせることのできる施設がここにあるということがあります。これを保存したいと私は思いました。

それから、最後にもう一つ。さっき火葬場の穴のところでお話をしてくださった担当の方が、「ほんとうに嫌だった。嫌なことをさせたんです。嫌で嫌で、ほんとうに嫌だった」と何遍も言われました。患者に嫌なこと、作業を押しつけるという、火葬場のこともそうだし、さっき光石さんが言われた解剖の承諾書のこと、犯罪行為を押しつけるとか、そういうことを言っておられました。それから、きのうの証言でも、嫌な作業を割り振るといいう仕事を、自分はそういうポストに置かれたということ、患者作業というのは一体何だったのかと。特に人の嫌がることを、職員さんたちにさせては嫌がることを患者にさせて、そして患者同士に嫌なことをしている人だというふうなことで溝をつくって、対立をつくる、そういう複雑な人間関係をさらにつくっていったのかということに改めて感じたという気がいたします。

【金平座長】 ありがとうございました。

私も、保存というのは、園長がおっしゃったのでしたかしら、ご案内くださった自治会長がおっしゃったか忘れましたが、これももう少しちゃんと残そうと思っているというふうにおっしゃっておいりましたけど、そこら辺のところは、鮎京さんなんかは聞いていら

っしゃって、ほかのところに逆にあまり保存がないということですか。私はあまりほかの園をよく知らない……。

【鮎京委員】 そんなことはありません。どこの園にもそれぞれ歴史がありますので、保存すべきものがあります。きょうはきょうで、ここを拝見したときに、どれと言わず、私たちがきょう拝見したものはどれも大事なものではないかという感じがしています。

【金平座長】 そうですね、ほんとうに。

鮎京さんがおっしゃったように、きのう、子供のときの体験、学校の体験を聞いたとおっしゃって、あの中に、海がすぐ近くにあるのに1年に1回しか海を見ることができなかった、7月7日、七夕の日だけが海を見る日だったと。だけど、海のそばに行ったらいけないと言われたというお話などがあったので、お話を伺ったときのイメージとしてはもうちょっと海は遠いところにあるのだと思ったのですけれども、きょう見たら学校のすぐ横が海なので、逆にああいうところで校舎から出てはいけないと言われたという何か根拠みたいなものがあつたんですか。ごめんなさい、外島か。どうも失礼しました。

和泉委員。

【和泉委員】 幾つか感想があるんですけども、鮎京先生が言われたこととの関連で言うと、当たり前のようにという感じで当たり前でないことが行われたと。この言葉は、入園者のこともあるんですけども、ハンセン病にかかわった専門家というのは病気の性質からこれは当たり前だというふうに思って、かなり異常、例えば長靴を履いて畳の上で診療するとか、私どもが来る前はこれが当たり前だったので。私たちがこんなばかな話があるのと言って、靴を脱ぐようにしたというのが大島の私の体験ですけども。

その話はいいいのですけれども、当たり前のように当たり前でないことをやったという意識が、今の療養所で働いている、あるいはハンセン病学会にいる日本のハンセン病の専門家にはそういう自覚はいまだにないと僕は思っています。病気の性質上これは当たり前だったので、あるいは時代を加えて、その当時は当たり前だったんだからしょうがなかったという感じです。そのことが、今度の7月に行われる三者からの問いかけに対するハンセン病学会の回答案というのがあるんですけども、その中に出ていまして、私たちは全然責任がないと、大まかに言ってしまうとそういう回答が準備されているんですね。これは、鮎京先生が言われた当たり前のことということと関係があると思います。

それから、未感染児童の追跡をどうするかという問題で、園内にいるときにその子供たちが虐待を受けたかどうかということは、それはそれなりの資料として園内にあると思う

んですけども、未感染児童の問題というのはもう一つありまして、これは、外へ出た後でその人をケアした人というのがいるわけです。これは、私の知る範囲では、例えば大阪の白鳥寮もそうですけれども、ほとんど藤楓協会の仕事なのですね。ですから、藤楓協会の資料を調べることによって、外へ出た人がどういう処遇を受けたか、要するに、どこでどれぐらいの人が扱われたかということはわかっています。

私自身が、わずかな体験ですけれども、あるチャンスで未感染児童の問題に、大阪の白鳥寮だったと思いますが、その未感染児童のことと関係したときには、そこで言われたのは、よく言う人もいるんですけども、一方で、おまえたちの親がらいであるということ公表するということで、そこで預かっていた子供を非常にいじめるというのか、職業訓練という名前なのですけれども、無理に働かされたので、そのことに関しては法廷で証言してもいいというふうに言われた方がいらっしゃったりしまして、外での待遇というのは必ずしも温かいものではなかった、そういう体験者も何人もいるということですね。ですから、その辺はしっかり調べる必要があると思っています。

これは単なる追加ですけれども、委員の皆様はもちろん三園長証言というのを読まれていると思うんですけども、私自身もこの間、再度、「専門家の犯罪」という文章を書くために読み返したのですけれども、あの中に光田さんが言っている言葉で「ハンセン病の感染は大部分が家族内感染だから、家族の断種もすれば発病が減るのだ」ということがしっかり書いてあります。その辺の細かいことも含めて、皆さん、三園長証言をもう一度きちっと読み直してみていただけたらと思います。

【金平座長】 ありがとうございました。

もう少し、ほかのことで構いませんし……。神さん。

【神委員】 入所者でない検証会議の先生方の実地検証から受ける印象と、実際に隔離をされ、生涯にわたって国の権力によって拉致をされ、この療養所の中で生きていくしかなかった者の立場から実地検証をやる中で受ける印象というのは随分違いがあるだろうなというふうに想像しながら、検証委員の横顔、表情をうかがいながら私も回っていたんですけども、当初、予算上のことまで心配しなくてもいいんですが、それほど潤沢に国が検証会議をその使命と責任を果たすために十分な予算を国は用意していない。その中で全国の施設を検証委員挙げて実態調査をするために回るということはどうなんだろうという疑問を3回目ぐらいまで私は持って考え続けておりました。しかし、4回目の療養所の訪問をやってみて、皆さん既に確認をされているように、療養所ごとにやはり違った、日本の

政府が国民の知らないところでいかにひどいことをやってきたか、国の負の遺産というものが、あるいは人間の差別というものが一つ一つまた変わった形で発見がある。療養所を回ることの意味あるいは意義というものを、私は一回一回強く感じるように自分自身が変わってきました。

この検証会議を予算的に準備しておく厚生官僚というのはデスクワークに終始していて、彼らは療養所の実態をほとんど知らないまま予算の操作をし、予算に縛られる中できゅうきゅうとしてハンセン病問題の取り組みをやってる。しかし、私どもは、検証委員に参画をなされた委員の方々も全く同じなんです、療養所を回ってみななければわからないことがたくさんある。ハンセン病問題の闇の深さといいますか、そういうものを今回は感じました。回れば回るほど市民の前に明らかにされていない国の起こした大きな過ち、その事実というものを肌を通して感じているわけで、こういうものこそ一つ一つ拾い上げて、綿密な報告書をつくり上げて、国民に報告しなければならない、そういう使命と責任が検証会議には負わされているのではないかと、そのように思いました。

このたび光明園をお訪ねして、やはり一番私にとってショックだったことは、標本室の見学でした。あの、あまりにもきれいな形で、ホルマリンの中で、かわいらしい両手を、指の形まではっきりした、まさしく人間をただ小さくしただけの、そこに人間が眠らされている。そして、かわいいこぶしをしっかりと握っている。一見穏やかに眠っているかのような顔の表情から、彼ら自体が私たちに対して何かを訴えている、何かを代弁してほしいというふうに言っているのではないかということを感じました。これも検証会議の委員として連なっていたがゆえに新しい体験の一つであったし、こういうことこそ、私たち一人の心の中に納めておく事実ではないというふうに思うわけで、そういうことを一つ一つやはり国民の前に明らかにしておかなくてはならない、そういうふうに思います。

鮎京先生もおっしゃいましたが、瀬戸内3園の中でも、他にないほど多くの歴史的な遺産が大事に残されている、これはある意味では永久に残さなければならない、療養所自体が一つの博物館として各療養所を残していく価値がある、意味がある。再び同じ過ちを起こさないために、貴重な資料がそこに市民の見えないところで眠っている。それを改めて政府に追及し、国民に明らかにしなくてはならない。そういうことを思いました。このたびの4名の方からの証言を得まして、それぞれこれまで4つの療養所を訪れて聞いたわけですが、やはり今回が非常に私の胸を打つ証言がそこでつまびらかに、明らかにされて、やはり療養所を回らなくてはわからない部分が随分まだ残されているということ

を改めて痛感したということ、簡単な感想ですが、申し述べて終わりにします。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、まだご発言のない方がありますけれども、一応、感想はこれでよろしいでしょうか。いろいろな問題点、また私たちの今後に向けてのいろんな示唆をするご意見も出たように思いますが、よろしいですか。ございましたら、宮田委員。

【宮田委員】 私も皆さんの意見に賛成なんですけども、その中で一つだけ、きのう夕食のときに隣に座った方とお話したときに、ここは自治会組織というのが比較的早くからできて、元気な者が弱い者を助けるという形でいろんな作業をやってきた経験があって、それについては自分たちは誇りを持っているんだというお話もあったので、患者に嫌なことをやらせるとか、そういう非常に非人間的な側面がある一方、中で暮らしてきた人たちの、力を合わせて自分たちの環境を切り開いていったとか、そういう側面も一方ではあったということも私の心の中には強く残ったので、一言だけ。

【金平座長】 神さん、関連で。

【神委員】 相愛互助精神ということがどこの療養所も一つのスローガンでして、おまえさんたちが幾ら嫌であってもこの管理作業、私どもは園を管理運営するための、強制労働も含めて管理作業という言い方をしていますが、この管理作業に嫌であってもついて、就労してもらわなければおまえたちの仲間である入所者が困るんだよという教育を管理者がしてきた。だから、相愛互助精神という美名に隠れて、ほんとうは管理者が意図的にそういう精神を入所者に対して植えつけてきた。うまく利用してきた。そういう考え方を、自分たちから自発的に生まれたものよりも、むしろ管理者サイドの方から大きなねらいを持って患者にそういう教育をしてきたということを決して見落としてはならない。そう思います。

【金平座長】 ありがとうございます。

宮田さんも別にそこを否定するものではないというふうに伺いましたけど、神さんもさっきおっしゃったように、入所者から見た視察と入所したことのない者の視察の差をちょっとおっしゃいましたけれども、ここら辺のところはお互いの経験をそれぞれぶつけながら真相は何かということを探っていきたいというふうに思います。

神さんがおっしゃったけれども、この問題を終わりにするに当たって、私も検証会議が始まったときに、検証をいかなる方法でやるかということで、真っ先に少なくとも国立13園は回ろうという話が出ました。今、4園目に伺っているわけですがけれども、私もいる

んな意味で、各園ごとにいろんな歴史と、そしてそこに人のいろんな思いもある、そしてそこには共通点もありますけれども違いもある、やはり13園回るということを選んだことはよかったというふうに思っています。ちょっと予算が苦しいのが座長としての悩みですが。

鈴木さん。

【鈴木伸彦委員】 残すもの、残すべきものと、それからやはり直さなければいけないものがあるなと気がついて、特に火葬場。確かに残していかなきゃいけない部分もあるけれども、お骨を置いている場所については、やっぱり早急に……。多磨全生園の場合は小さなのに入れて、それ以外を真ん中のほうに置いているような設備があったと思うんですけども、やはり一日も早く、大きな2つのところに入れている、あそこについてはやはり厚生労働省も、やっぱりあれは、ああやって置いてあったということは歴史として残さなければいけないのかもしれないけど、お骨そのものについては、もうちょっとちゃんと早急にしてあげなくてはいけないのではないかと。それは残すべきものじゃないと思うし、早急に弔いてあげなくてはいけないんじゃないかと思いました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

【井上検討会委員長】 今おっしゃられたことでずっと考えているのですが、何をどのような形で残すかということをもう少し議論したほうがいいのではないかと思うのです。

今の問題、お骨の問題、それから胎児の標本の問題もそうですけれども、考え方はいろいろやっぱりありますよね。きょうちょっとお話ししたんですが、アウシュビッツ、今ポーランドではオシフェンチムと呼ばなきゃいけないということですが、そこでは、焼却炉と灰についてそのまま残しています。そのままの形で残して、他方でモニュメントを整備しているんですね。だから、そういうこと言えば、ただ新しく、もちろんご遺族の皆さんのお気持ちを大事にしなければいけないのですが、もう少し議論はしたほうがいいのではないかと私は思います。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

私たちの検証会議、そういうところは皆の意見を詰めながら是非これから伺います。

それでは、時間がございませんので、一応、聞き取りについての意見交換をこれでおしまいにして、次に移りたいと思います。

次に、私どもは昨年の10月からこの検証会議をやっておりまして、一応2002年度に検討経過報告書というのを出しております。そして、第2年度に入った今年の検証会議

が経過しているわけでございますけど、この第1回検証会議起草委員会報告というふうに議題をとっておりますが、これにつきまして内田副座長からご説明をいたします。

【内田副座長】 それでは、ご報告申し上げます。

第1回の検証会議起草委員会についてでございますけれども、検証会議に仮称でございますが起草委員会を設置するということが前回の検証会議でご決定いただいたところでございます。設置の趣旨でございますけれども、最終報告書の内容形式につきましても検証会議として議論する場をきちんとつくっておくことが必要ではないかというのが設置の趣旨でございます。作業の進め方でございますけれども、差し当たりは、出ました2002年度の報告書について検討を加えていく。そして、この検討のために必要であれば、場合によっては、検討会委員の方の出席を求めて質疑を行うということもするというのが1つでございます。2つ目は、この検討を踏まえまして、最終報告書の内容形式のイメージについて検証会議としての要望を取りまとめて、検討会に対して要望するというのが2つ目でございます。3番目は、検討会でも起草委員会といったものが開設されるということでございますので、この検討会の起草委員会と検証会議の起草委員会とでキャッチボールを重ねながら、この検証会議設置の目的にふさわしいような最終報告書を作成するというこの方向で詰めていきたいというのが作業の進め方でございます。

6月4日に検証会議の準備会が開かれておりまして、この準備会の折に第1回目のいわゆる仮称でございますが起草委員会を開催いたしました。そして、2002年度の報告書についての検討を開始したということでございます。今後も検討を加えるとともに、先ほどご紹介しましたような作業の進め方を追っていきたいと考えております。

本日の検証会議でお諮りしたいと思っておりますことは2点でございます。1点目は、仮称ということでございますけれども、仮称を取りまして正式に起草委員会という名前にしたい、させていただいてはどうかということが1点目でございます。お諮りしたいことの2点目は、この委員会のまとめ役を私たちが担当するということが準備会で出ましたので、その点についていかがかということでございます。

その他、この起草委員会につきましていろいろご意見があろうかと思っておりますので、お出しいただきまして、検証会議の設置目的にふさわしい最終報告書ということをここで議論を重ねていければと思っておりますので、ご意見をちょうだいできればと思っております。

以上でございます。

【金平座長】 先生、司会も続いてお願いします。

【内田副座長】 この件につきましては私のほうであわせて司会をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずお諮りさせていただきたい2点でございますが、仮称を取りまして正式に起草委員会という名称を採用するということ、それから、まとめ役を先生と私が務めさせていただくということについていかがでございますでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

最終報告書を起草する委員会ということでございます。

ありがとうございました。

それでは、この起草委員会の今後の進め方等につきまして、ご意見等をちょうだいできればと思いますが、いかがでございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それではまた、ご意見等につきましては事務局あるいは私のほうにお寄せいただきまして、これから鋭意、報告書の作成に向けて、検証会議で十分な議論を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【金平座長】 ありがとうございました。今、内田先生の方から2点についてご提案し、ご承認いただきました。

私も、昨年始まって、1年目というのは半年で終わりました、今、2年目に入っているんですが、多分、来年、3年目も厚労省のほうで予算を要求していただいているので、3年までは少なくとも我々の会議が継続すると。しかし、そのところで検証の結果を報告するという大きな義務がございます。時間があるようで、ございませんので、こういう形でいろいろとやはり、どういうふうに議論をまとめていくか、だれがどう分担するか、いろんなことをやっておりますので、そういうものを、先ほど検証会議と検討会のキャッチボールも必要だとおっしゃいましたが、そのほか、いろんなキャッチボールが必要になるかと思っておりますので、私からも改めてよろしくお願ひいたします。

それでは、次に。

【内田副座長】 すみません、1点だけ、確認させていただきたいと思っておりますが、この起草委員会の構成委員でございますが、検証会議のメンバーの方が基本的に構成委員になっていただくというふうに考えております。ただ、検証会議の場で議論させていただくというのは少し時間的なこと等もございまして、準備会の折にこの起草委員会というものを、その機会を利用して開催させていただくと。そのときにご出席いただいた検証会議のメンバーの方あてにすべて、その起草委員会のご案内をさせていただきまして、そのとき

においていただいた方、ご出席いただいた方でご議論をさせていただくと。逐次、検証会議にご報告とか、いろいろ諮らせていただくと。こういう形で進めさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

【井上検討会委員長】 これも確認なんです、今言われた構成委員でいいかと、検証会議委員ということで、そうすると、今、検討会の委員長という形で私が参加させていただいていますが、これは参加していいというふうに確認していただけますね。

【金平座長】 当然でございます。そのほかに、内田先生がおっしゃったように検討会のメンバーにもご案内を差し上げることもあるということです。

次に進んでよろしゅうございますか。お願いいたします。

それでは次に、私どもとしてこの検証に当たっての大変大きな一つの事業として、被害の実態調査というのをすることにいたしました。いよいよそれがスタートするということになりましたので、このことについては実態調査班というのをつくりました。その班長でもある井上先生から説明をお願いいたします。

【井上検討会委員長】 既にいろいろな形でご案内していますが、この検証会議の検証目的の重要な事業としまして、療養所の入所者、まず第一陣ですが、その被害実態調査ということを掲げています。まず第1に、今言いましたように、療養所の入園者の方に、全国13園、全在園者の方を目標にお話を伺うということで準備を進めてまいりました。それで、体制としましては、きょう資料として資料 という形で、「被害実態調査の概要」というのをお配りしていますので、これの4ページを見ていただきたいのですが、検証会議のもとに検討会が置かれているわけですが、その検討会の中に検討会調査班を置きまして、責任者と事務局担当者を置いています。責任者は今ご紹介いただきましたように検討会委員長である私がさせていただいて、事務局は松原委員、森川委員ということであります。そのほかに、右のほうに各ブロック担当者という形で、福岡委員、内田委員、訓覇委員、それぞれお務めいただいています。この方たちが検討会委員として調査班を構成しているということです。

それから、具体的に調査員としてご協力いただくということで、社専協（社会福祉専門職団体協議会）のハンセン部会に協力をしていただいて、そこでも各療養所担当の責任者と事務局が置かれているということであります。それで、さらにその下に、調査班のブロック支部を置くということで、各ブロックに調査班の責任者、社専協の責任者を置くと。療養所ごとに、今申し上げました、5ページの上の欄に療養所責任者とあります。これは

正式のもので言いますと、療養所担当責任者ということで記載されています。ご訂正いただきたいと思いますが。つまり、各療養所を社専協のハンセン部会の方に担当していただいている、そこに事務局も置いているということです。

それで、さらに、調査員、これも後でここでご承認いただきますが、400名ほどの方に協力いただく。そして、4ページにもう一度戻っていただいて、もう一つ下に矢印をつけ加えていただきたいのですが、後でこれはお諮りいたしますが、調査補助者という位置づけの方もいるということで、これを付け加えていただきたいと思います。特に調査票の集計、整理、分析等に当たって、調査班員ですね、これは検討会委員ですが、その監督のもとに作業をするという、まあ、機械的な作業になりますが、その調査補助者という位置づけの人たちも協力していただくということになります。

スケジュール的に言いますと、5ページの右に全員説明会の日程を挙げてありますので。5ページの一番右の欄です。6月28日から7月12日まで各園で調査員の説明会を開催し、そこで十分に調査の趣旨をご理解いただいて、具体的な調査に入っていただく。したがって、これは後で調査班の事務局担当の松原委員からお話しいただきますが、7月中旬ごろに調査を開始したいということです。あわせて、今、調査票の最終段階で作成を進めています。それからもう一つは、調査に参加していただく方に呼びかけを始めています。それで、各園で調査参加者を募り、名簿化し、そして調査員の担当を決めて、相談の上で調査に入っていただくということです。これが大体のスケジュールで、そして7月から10月まで、今、一応の目安として調査期間として設定しています。その間にお話を伺うということでもあります。

大体のスケジュールと体制についてお話ししましたので、具体的な中身についてももう少し詳しく松原委員からお話しいただきたい。じゃ、お願いします。

【松原検討会委員】 今、井上委員からご説明いただいたことで大体言い尽くされていると思うんですが、全員説明会について少し補足説明させていただきます。

先ほどの5ページの表の一番右側に全員説明会の日程というのがございます。それで、この会の趣旨は何かと申しますと、実際、在園の方に対面をして聞き取りをしてくださるのが、ソーシャルワーカーの団体に所属している調査員の方々です。それで、ソーシャルワーカーの皆さんですので、日ごろの業務の中で聞き取りの技能ですとか、病気や障害をお持ちの方に対する接し方ですとか、それから、特に守秘義務、そういったことは十分ご了解いただいているわけです。しかし、今回はソーシャルワークではなくて、一定の調査

票というものに基づいた調査ですので、調査員としてどのようなことに気をつけていただき、そして、その調査票のそれぞれの設問の趣旨はどのようなことかということを十分ご理解いただかなくてはならないわけです。それで、調査に当たっての研修という意味で、特に自分が担当する園にまだ行ったことがないという人も少なくないので、各園の会場をお借りして、その実地を拝見し、園内見学もさせていただきながら研修をするという趣旨でございます。

先ほど、調査票最終段階という説明がございましたけれども、このときに、もちろん、調査票の見本というものは示します。それから、聞き取りに当たっているいろいろ気をつけるべきことということでマニュアルを提示いたします。そして、その見本とマニュアルに従って調査をいたします。ある程度そこで、例えば調査票のレイアウトの使い勝手等について、調査員の方からご意見があれば、それをフィードバックして、それで最終的な調査票の確定ということをしていきたいと考えております。それで、あくまでも調査員に対する研修ということですので、調査班、調査員というメンバーで狭い意味での研修はいたしますけれども、別途、もう既にいろいろな協力体制を組んでくださっている園、自治会の皆さんに対しては、その調査項目について、またガイドのようなものをつくりまして、そして、在園の方へのご理解のための声かけ、そういったものに活用していただくべく早急にご提示したいというふうに思っております。

【井上検討会委員長】 調査の中身を簡単に……。

【松原検討会委員】 それで、実際、最後の説明会が7月13日ということですので、大体7月中旬から、第1日は一斉に、これは全園というわけにはいかないかもしれませんが、第1回目の日は足並みをそろえて調査に入るというふうに考えております。

それで、どのように行うかといいますと、あくまでも在園の方のペースに合わせていくというのが基本でございます。ですから、在園の方でこの調査にご協力いただけるという方の面接の希望日というのを伺いまして、調査員のスケジュール等を調整いたしまして、そして伺うということでございます。それで、お相手のご負担も考えまして、原則としてお1人について2回、各2時間をめどというふうに考えております。ただし、もう少し早く終わってしまう、あるいは1回で終わってしまうということもあるでしょうし、それから、もっといろいろとお話を聞かせていただけるということもあるかと思っておりますので、そのあたりはある程度臨機応変にというふうに思っております。ただ、調査員の方々は多少の手当はあるものの、実質、ほんとうにボランティアという形でやっていただきますので、

そういうことも考えながら順調に調査が進むように配慮をしていきたいというふうに考えております。

【金平座長】 それでは、私どもにとりまして、この実態調査というのは、検証事業として大変大きな意味と大きい部分を占めております。しかも、総勢400人という形で全園の在園者の方にこの調査をさせていただくことをお願いし、私どもが調査に入ろうとするわけでございます。これまでも、ここにあります調査班責任者の方たちが何回も各園に伺いまして、ご説明し、またご意見を伺い、調整すべきところは調整し、それから、どう内容のものを伺うかということについて専門家同士で相当意見を闘わせていらっしゃいますが、やったださっております。それは今、概要として、井上先生と松原先生からお話しいただきました。何かこれについてございせんか。

今まで、裁判の前にもいろいろな調査にお入りになった方もいらっしゃるでしょうし、裁判後にもまた各園にそれぞれいろんな目的で調査も入っているということも伺っておりますけども、私たちがこういう検証するという目的を持って作業に入って、改めて私たちが全園の調査をさせていただくということを表明してまいりまして、ご協力が得られて、いよいよスタートという段階に来ております。何とか一人でも多くの方にご協力いただいて、この調査に当たっていただくと、その全容が、同じような項目でお話を伺うわけでございますので、これがまとめられれば被害の実態というものも、またそのほかのいろいろな実態についてもわかってくるのではないかと考えておりますが、ただ、何しろ伺う内容が大変シビアな問題もございせんし、それから専門家とはいえ大勢で総当たりしていかなくてはならないので、調査班の方々にはご苦労さまですけれども、検証会議としてもぜひいろいろな意見を、調査の推移を見ながらいろいろと協力していくということでございせんが、何かこれについてございせんか。特にこの時点で今のお2人のご意見に対して。

いよいよ全員説明会が6月28日、あさってからですね。

松原委員。

【松原検討会委員】 検証会議の先生方に一つご提案といいますが、お願いがあるんですけども、私は、今、園を回らせていただきまして、一つなるほどと思いましたが、園によっていろいろなんですけど、かなり大学の先生の研究という形ですとか、自治体という形で聞き取りの調査に協力している方が結構いらっしゃるわけですね。ただ、結局、聞き取り調査の成果がどうなったのかという報告、その情報のフィードバックということがほとんど行われぬ。例えば、よく調査が入る園の方々にとっては調査疲れといいますが、

つまり、幾ら協力してもその結果どうなったのかの情報が提供されないので意欲の面で多少薄らぐおそれもあるということを言われました。それで、あくまでもこの聞き取りは皆さんの貴重なご体験に基づくものでございまして、その成果というのは皆様お一人お一人の協力があってこそのもので、何らかの形でその成果のフィードバックということを見せていただきたいという形で、もちろん再発防止とかそういう目的もあるんですが、もうちょっと具体的な報告という形でさせていただきたいと申し上げながら、お声かけができればなというふうに思っておりますので、そういったこともあるということ念頭に置いていただきたいと思います。

【金平座長】 当然、調査班の委員長、それでよろしいですね。

調査疲れですか。

【松原検討会委員】 それは私の言い方なんですけど。やはり皆さん協力すること自体、とても大変なことですので。

【金平座長】 わかりました。とにかく貴重なお話を聞かせていただくと。私たちの検証という立場からも、ぜひなくてはならないお話の内容になると思います。やはりお一人お一人の体験がもとになって積み重ねのところその事実を検証という形で確かめなくてはいけないものですから、これもほんとうに基本になるころだと思えますから、調査班の皆さん、ぜひよろしくお願いします。

【内田副座長】 今の点で非常に大事なところだと思うのですが、それと作業の問題についてのご議論もありましたように、その結果をどういう形で分析するか、あるいはそれをどういうふうに評価するかということ自体が非常に大きな問題で、その分析・評価によって全く見方が違ってくるようなことも起こると思いますね。そういう意味では、それは調査班だけの問題とかではなくて、検討会、検証会議全体の問題であり、かつ今後の政策提言にかかわっていくことですので、その点では十分に検討した上で納得していただけるというのですか、国民に対して説明責任を果たせるような、そういうふうにしていただければありがたいなと思っています。

【金平座長】 それでは、この問題についてはこれで終わりたいと思います。よろしいですか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木伸彦委員】 多磨全生園で実はいろいろと公私ともにおつき合いさせていただいているというのがありまして、よく聞く話なんですけど、やはり皆もうハンセン病の問題が

終わっちゃったと思っているけれども、いまだにいろいろな問題が起きて、ますます逆に新たな問題が起きているという話がある。例えば、バスに乗ろうとしたら全く見知らぬ人から「いいねえ、働かないで国からたくさんもらえてね」なんていうことを言われてみたり、また、見知らぬ人からそんなような電話がかかってきたり、また、逆に親戚とちょっと疎遠になったりとか。つまり、差別の問題がまた別の形で起きているんだと。それを社会の人は全く知らなくて、もうハンセン病の問題は終わったんだと。終わったと思っている無関心さがまた差別を生んでいるということをよく聞かされます。もちろん、この被害実態調査の中に、今また起きている問題、特に差別とか偏見とかについても、これだけ大きな規模でやるのであれば、ぜひ一人ずつ聞いていただきたいというのが1点と、それから、先ほどの話、宇佐見先生がおっしゃった未感染児の方の問題も、やはりこれだけ多くの方々に聞くケースというのはあまりないと思うので、ぜひお願いしたいなど。

【金平座長】 では、新たな提言というよりも……。

【鈴木伸彦委員】 お願いしたい。

【金平座長】 どうぞよろしく願いいたします。

これを終わりにしますと申し上げましたけど、調査をするに当たってはいろいろな方に協力を得ております。座長としても、そういえば、改めてこの場で専門家の方たち、社専協と言いますが、こういう方たちにもお礼を申し上げたいと思いますが、それについて、お手元に「誓約書」などという資料がございますけれども、これについて井上委員長からご説明いたします。

【井上検討会委員長】 今までいろいろお話もありましたこのたびの調査は、全国13園、全在園者の方に、とりわけ、今までいろんな調査があるわけですが、この検証目的にかなったということがまず非常に重要で、それを実現するための調査であるということをご理解いただいて、むしろ今まで調査に参加されなかった方にもお話ししたいと、そう考えて、今、進めています。となりますと、なおさら慎重に進めなければなりません。とりわけ、話を伺う方の個人情報、プライバシーの保護ということに最大限の配慮をしなければいけませんし、できるだけお気持ちに沿うような形で話していただく、こういう努力もしなければなりませんので、慎重に今まで進めてまいりました。主として直接話を伺う調査員についても、この間、社専協の方たちとも折衝しながら、かなりボランタリーに参加していただくようなことですので、それもありますが、今回の調査の意義を十分理解していただいて、そして参加していただくということ、そのことで専門家としての役割を

果たしていただく、そういう合意もできています。そこで、進めるに当たって、誓約書を書いていただくということで、相当厳しい内容の誓約書をお願いしています。これはこれによろしいということで合意をいただいていますので、説明会の折にこれをお示しして、誓約書を提出していただいて、その方のみ調査に参加していただくということです。

もう1点は、先ほどちょっと説明をさせていただきました調査補助者ということで、調査班員、つまり検討会委員の監督のもとに調査の集計、整理等に当たる、その作業をする人として調査補助者ということは今考えて、協力してもらっています。その方たちにも厳しい誓約をしていただいて、プライバシー、守秘義務等をきちんと守っていただくということです。

あわせて、被害実態調査の実施等に当たっての確認事項という文書もつけまして、さらに確認をしていただくということで、この文書をきょう資料としてお配りしました。これを熟読していただいて、遵守していただく。そういう誓約内容になっています。

こういうふうな準備を重ねてまいりまして、そうしますと、今まで検証会議で議論して、決まりをつくっていただきました。1つは、「研究協力体制について」という文書であります。この中に、資料 となっていますが、これで位置づけをきちっとしなければいけないということで、あわせて検討会の委員、資料 の附属文書で、古い2月26日の提案とありますけども、これは確認されたものです。これに、検討会委員・協力者の委嘱ということで1項あります。これを、検証会議が委嘱するということですが、実務的には法務研究財団が委嘱するということですので、その実態に合わせるということで改訂をしていただきたい。それから、2番目として、先ほどから申し上げます調査員、調査補助者という方の協力をいただくわけで、その委嘱をしなければなりません。ということで、その項目を1項つけ加えるということでもあります。いずれも、法務研究財団から委嘱するということで作業を進めているところであります。

2番目の規則の改定。これは6月26日、きょうの日付になっていますが、4月17日に改訂をしていただいたものです。2枚目に資料としてつけてあります「情報の利用について」(案)。これは4月17日で(案)が取れているわけであります。この文書をきょうご提案するような改訂をさせていただきたいということです。一つ修正は、「前文に、調査員、調査補助者を加える」とありますが、この調査員は既に前の文書に入っていますので加える必要はありません。「前文に、調査補助者を加える」としていただきたい。それが第1点であります。

それからもう1点は、新しい文書の1の(1)と、それから3にただし書きがついています。このただし書きの文書をここに入れていただきたいということで、と申しますのは、調査員、調査補助者については先ほどのように情報等の利用について厳しい誓約を課しているわけであります。それと、検討会委員・協力者までと、そのただし書きの部分で若干区別して、検証会議の許可を得て利用するというのも一応認めようということで、これは準備会で議論をしていただいていたものであります。

それから、被害実態調査員名簿をきょう承認していただかなければなりません。資料です。先ほどから申し上げますように社専協の会員から、今、調査員の候補ということになります、この方たちの名簿を出していただいて、この方たちに委嘱をするということになります。もちろん、参加するという意思を表明された方についてするという事ですので、基本的な名簿としてこれを認めていただきたいということです。

以上です。

【金平座長】 今、井上委員長からお話がありましたように、今回の調査に当たって、検証会議、また検討会委員のほかにいろいろな方のご協力をいただくということでございますが、そこに加えるものが、これまでの検証会議でお話ししてきた以上に、調査員、調査補助者という者を正式に加えるということをお認めいただきたい。そしてさらに、それを含んだ名簿をきょうお配りしておりますので、これをご承認いただいて、我々の検証会議の調査というものの体制がこれで全部整うわけでございますので、これについてご承認いただけますか。

特別ご意見がなければ、ご承認いただいたことにいたします。どうもありがとうございます。

それじゃ、委員長、早速あさってからでございますが、よろしく願いいたします。また、私どもの方からも各位にもよろしく願いをしていきたいと思っております。

それでは、議題として残っているものに「標本について」という議題がございます。邑久の、ここにございます胎児の標本というものをを見せていただきました。このことにつきましては、既に裁判の中でもここにその標本があるということは明らかになっておりましたので、お願いをいたしまして、今回、検証会議として検証をさせていただきました。ご感想が幾つかございましたけれども、これを今後どういうふうにして私どもの検証の中で生かしていくかというふうに思います。非常にいろいろな問題もございますし、それから、ほかの園がどういうふうになっているのかということも実はまだ調査しておりませんので、

こういうことも含めて、私どもはこれからこの標本についての今後の扱い方というものを少し検討していきたい。きょうのところは、私どもが今回見せていただいたこと、これを非常に皆、重く受けとめたと思いますが、検証会議としては、今申しましたように、ほかの園の調査にもこれをどういうふうに生かしていくか、そういうところもこれからぜひ早急に検討に入り、また実行に入りたいというふうに思っております。

したがって、きょうのところは、この問題は私がそういうふうに今後やっていきたいということのご提案だけになりますけれども、ちょっと時間がなくなってしまいましたので、こういうことをご了解いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは最後に、今後のスケジュールということになりますが、これは事務局からお願いいたします。

【事務局(加納)】 今後のスケジュールですが、9月17日に多磨全生園にお邪魔させていただきまして、検証会議を持たせていただきたいという予定になっております。そして、11月25日、26日には星塚敬愛園のほうにまた検証会議を持たせていただきたいというふうに予定をしております。

また、9月16日に検証会議と検討会の合同会議も予定をいたしておりますので、そちらのほうでまた、先ほどお話がございました最終報告書に向けた報告書づくり等について検証会議と検討会で交流いただいて、ご討議いただければというふうに予定をしております。

【金平座長】 ありがとうございました。

日程につきましては、大変恐縮ですが、そういうことで、皆様、ご予定くださいませ。

それでは、大体予定しました時間が参りましたので、本日の会を終わりたいと思いますが、私、先ほど標本の問題につきまして今後の検討課題という形で申し上げましたけど、それにもう1つつけ加えさせていただきたいのですが、当然ながら、他の園の調査、他の園にこの標本があるのか、こういうふうな標本の有無も含めて調査し、また、あるというならば、それは邑久と同じように検証会議として調査に入りたいというふうに考えております。そのことだけをご確認いただきたいというふうに思います。

【事務局(加納)】 申しわけありません。先ほど私が申し上げました星塚敬愛園の訪問日程なんですけれども、11月12日、13日の間違いでございました。申しわけござい

ません、訂正いたします。11月12日、13日を予定させていただいております。

【宇佐美検討会委員】 7月はあるんですか。

【事務局(加納)】 すみません。同じく日程の確認を申しますと、7月14日に検討会が入っておりますので。これは検討会単独での開催になりますが、予定をしております。

【金平座長】 よろしゅうございますか。

【神委員】 検証会議及び実態調査班のお仕事が成功するかしないかの大事なポイントをもう一度申し上げておきたいんですが。

実は今月の18日、19日、全寮協の16年度予算獲得のための統一行動をやりました。私どもは、実際に厚生労働省の仕事の中心になって進めている健康局長交渉の中で、現在、検証会議あるいは実態調査を進めるに当たって、予算的に非常に苦しいと。14年度は5,000万円の予算を組んだけれども、15年度はなぜか2,000万円削ったと。16年度はまだ白紙の状態であるわけです。検証会議のいよいよ一番重要な仕事はこれから始まるわけで、16年度の予算がしっかり確保されなければ、このたび設置をされている検証会議も、あるいは日夜努力を続けられている実態調査班のお仕事も不成功に終わる。一つの大事なポイントは予算にありというふうに、私は厚生労働省に対してかなり全寮協を挙げて、やかましく要求をしたんですよ。

このことに対して、健康局長の高原さんというんですが、私どもに言った回答というのが、「14年度は5,000万、15年度は3,000万になった。しかし、16年度は初年度分ぐらいの予算は必要ではないかと思っている」という発言が、健康局長の高原さんから出てまいりました。このことに対して私としては、検証会議あるいは実態調査班の方々のご努力によりまして、16年度はどれだけの予算が要るかということを綿密に積み上げた数字の算定基礎なるものを既に厚生労働省に提出しております。この総額が6,800万に上っています。これだけなければ検証会議あるいは実態調査班の仕事はできないんだということになるわけで、5,000万ではとても責任は負えない。したがって、綿密な説得力のある数字を提出してあるので、6,800万ないしは7,000万の予算を組みなさいということで、やかましく言っています。そのことに対して、5,000万という数字をばらっと漏らしたんですよ。これではやはり責任が果たせないということ私ども全寮協として強調してありますので、これから厚生労働省の16年度予算に向けての予算編成作業というのは、ご承知のように、各省庁は8月末をタイムリミットとして翌年度の予算編成作業に取りかかるわけで、既に各省庁におきましては、16年度の予算編成作業に取りか

かっております。厚生労働省の今後の作業の進め方としては、会計課長会議、会計課に厚生労働省内の概算要求の数字がすべて7月の中旬に集められます。その会計課を主とした会議を通らなければ、ぽろっと漏らした健康局長の5,000万というやつも消えてしまう。その会計課の門を抜けさせるということが一番大事なので、そこに向けて、今、作業は厚生労働省の中でピッチが上がっています。

したがって、全寮協の要求に対しては課長がそれを受けて確認をしたわけでも何でもなくて、健康局長が私どもに言った数字がそれですから、今、一番大事な時期にあるので、ぜひ、座長さんと副座長さん、検討会の委員長の3人の方に厚生労働省に出向いてもらって、この予算がなければ、私たち、責任を持って仕事ができないというふうに、もう一回プッシュをしておいてほしい。今、一番大事なところがあるので。私たちはこれから国会対策と称して、力を持っている国会議員に対して、我々はこういう要求をしている、したがって、国会のサイドにおいても、この7,000万近い予算が概算要求に必ず組み込まれて、厚生労働省の門を出るように、あなた方から側面的に支援をしてほしい、あるいは、プッシュをしてほしいということ、これから働きかけていこうかというふうに思っています。

そして、きのう、弁護団の徳田先生と、推進協議会の代表として検証会議に席を連ねていらっしゃる牧野先生と3人で相談をしたことですが、今、私が申し上げたように、一番大事な時期に差しかかっているので、推進協議会と弁護団の代表と全寮協、三者が一体になって、もう一度押し込みを厚生労働省に対してやろうではないかという相談をゆうべしたところなんです。それは、7月の中旬を過ぎたのではもう時期を失ってしまっていて、取り返しがつかなくなりますので、今、我々としては、重要な局面を迎えて何をすべきかという観点に立って考えたときに、その作業は欠かすことができません。したがって、そういうふうに重要な内容、時期にあるということをご認識いただいて、いま一步、前に踏み出す動きをしてほしい。要望をしておきます。

終わります。

【金平座長】 今、神委員から非常に貴重な情報をいただきました。当然、時期的にそういうことだと思いますし、先ほどからいろいろ出ておりますけれども、私どもがこの検証会議をほんとうに実のあるものにするためには、どうしてもお金も必要。この大事なお金を、来年度の要求を私どもは既に文書にして厚労省に差し上げておりますけれども、今の神委員のあれは、再度、この時期にもう少し何かアクションを起こせということだとい

うふうに思いましたので、今、名指しされた3人でよく協議をいたしまして、場合によってはほかの委員にも働きかけをしながら、何らかのアクションを起こしておきたいと思えます。

【神委員】 実態調査にご協力いただくソーシャルワーカーの人たちの人数は400名とおっしゃいましたね。当初、その調査に応じてくれる入所者は多くて1,000人ぐらいではないかと。そして、聞き取り調査にご協力いただく方は200人程度かなというふうに予想されていて、それでその6,800万ということになっていると思う。実際に7月の中旬から全国の療養所に具体的に入って作業が始められると、7月というのはその話で療養所の中は持ちきりになると思う。そうすると、うまくいけば、最初の一步が非常に大事だと思うので、成功するかしないかということについて思うときに。そうすると、一挙にそのことに入所者の関心が集まった場合、1,000人を超える可能性だってあるのではないかとこのように思えます。そうすると、予算と時間がそれだけやっぴりまたかかるから、6,800万でもさらに足りなくなることを私は懸念したわけ。私の立場であまり予算、予算と言わないほうがいいかもしれませんが、一番大事なポイントだと思いますので、そういうことも厚生労働省にしっかり認識させておく必要があるんじゃないかと、そう思えます。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、今の件につきましては、私、申し上げたとおりでございますが、それじゃ、これで、ちょうど……。

45分までというのが、ちょっと過ぎてしまいました。

今回は、第10回のハンセン病検証会議をここ邑久光明園でやらせていただきました。2日間、どうも委員の皆様、ご苦労さまでございました。

また、当園の牧野園長をはじめ職員の皆様、それから山本自治会長様をはじめ自治会の皆様方、ほんとうに私どもの検証がうまくいくようにいろんな有形無形のご支援をいただきましたことを改めて感謝申し上げたいと思えます。

私たちは、ハンセン病の被害実態調査というものと再発防止という目的を持って設置された検証会議を行っておりますけれども、10回、これを重ねてまいりました。回を重ねるごとにその実態の重さというものを私自身も感じております。どうしても、私どもは、どなたか先ほどおっしゃいましたけれども、重い実態を知るにつれて、それをやはり何とか、私どもにかぶってきた重さというものをバネにして、実態の解明というものをしてい

かなくてはならないという決意のほうに向けているところでございます。

時間があるようで、ございませんで、まだ歩みが遅々としているところもございませけれども、検証会議、いろいろとこれからも努力して皆様方のご期待に沿うようにしていきたいというふうに思っております。

どうぞ今後とも皆様、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは最後に、牧野園長、一言、どうぞ。

【牧野委員】 もう座長がおっしゃったので、私、お話しすることはないんですけども、きのうの午後から、夜はホテルで、また非公開でありましたが、夜中の12時まで、私も討論につき合わされましたし、また、きょう午前中、ほんとうに熱心なご討論くださりまして、ありがとうございました。

私、一番初めに、光明園には3つの特徴があると申し上げましたが、十分理解していただけたでしょうか。私個人としては感想をなかなか言いにくい面もあったので、お話をしませんでした。うまく理解していただけたんじゃないかと思っています。

【金平座長】 どうぞおっしゃってください。

【牧野委員】 さらに、それプラス、未感染児童の問題とか、さらには古い施設を全部残せという提言までいただきまして、これは大変重いものなんですね。多分これは無理で、残すべきものは残して、つぶさざるを得ないものはつぶさなくては仕方がないんじゃないかという気がしておりますが、そういう点もこれから私どもの園に課せられました課題じゃないかなと、こういうふうに思っております。

こういう会議はそんなにあるものでないので、私たちとしても、園として一所懸命、自治会と協力してやったつもりではありますが、至らぬ点が多々あったのではないかと思っております。そういう点は、どうぞお許し願ひまして、天候だけは非常によかったのも、そういうことに免じてお許しいただくと、こういうことで。

ほんとうにいい検証会議をこの光明園でやっていただきまして、ありがとうございました。

どうもありがとうございます。(拍手)

【金平座長】 山本さんもどうぞお立ちになってください。どうもありがとうございました。(拍手)

【金平座長】 これで解散いたします。

【事務局(加納)】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の日程をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

了